様式第６号（第４条関係）

舞消消第　７０　号
令和７年８月７日

市民オンブズマンまいづる
森本　隆　　様
[redacted]　[redacted]

舞鶴市消防長

行政文書不存在決定通知書

令和７年７月２３日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第９条第２項の規定により、通知します。

| | |
|---|---|
| 行政文書の件名又は内容 | 令和３年７月２１日に発表された「東消防署における金庫の紛失」事案について、事件の発生経緯、対応、調査、職員処分、再発防止策等の全容を明らかにするため、関係文書の公開を求めます。<br><br>【請求の内容】<br>①舞鶴警察署に提出された「被害届」および相談内容のその写し（可能な範囲で）<br>②紛失した金庫および保管庫の仕様、保管方法に関する内部マニュアル・運用規定<br>③保管庫を使用・管理していた職員の事務分掌または担当者名（氏名黒塗り可）<br>④職員への聞き取り調査記録またはヒアリングメモ<br>⑤事案判明からの市としての対応記録（時系列報告書、庁内対応履歴など）<br>⑥舞鶴市内他消防署における現金等の管理実態に関する調査報告（実施していれば）<br>⑦本件に関連して実施された人事上の措置（懲戒処分・訓告・異動等）の記録（氏名黒塗り可）<br>⑧舞鶴警察署または関係機関から市に対して通知された調査結果（存在する場合）<br>⑨市としての事件総括や市民への最終報告に関する資料<br>⑩担当課または監査室が作成・保管する「内部調査に関する検討会議の議事録」またはそれに準ずる記録（会議録・打合せメモ等） |
| 不存在の理由 | ①舞鶴警察署へ通報した際に、紛失または窃盗などの区分が不明であったため被害届は受理されず、口頭での相談として届け出<br>②紛失した金庫及び保管庫の仕様は開示資料に記載、保管方法に関する内部マニュアルや運用規程は不存在<br>③保管庫を使用・管理していた職員は開示資料に記載<br>④職員への聞き取り調査記録は、舞鶴警察署へ資料を提出しており不存在 |

| | |
|---|---|
| 不存在の理由 | ⑤作成していないため不存在<br>⑥他消防署の実態調査を実施していないため不存在<br>⑦人事上の措置は実施していないため不存在<br>⑧舞鶴警察署等から市に対して通知されていないため不存在<br>⑨事件の全貌が判明していないため総括や最終報告は未作成<br>⑩担当課や監査室で内部調査会議を実施しておらず不存在 |
| 担当部課等 | 東消防署　総務予防課<br>電話番号　０７７３−６５−０１１９（内線９２０１） |
| 備　　考 | |

(教示)

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。